

## □■□■□■ トピック解説 □■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

ILOの活動内容、仕事の世界に関係するトピックの解説を行っていきます。

第26回は、部門別会合（Sectoral Meetings）です。

### ◆◇部門別会合（Sectoral Meetings）◇◆

#### ★部門別活動計画

ILOは、労働・社会面の動きを産業的な観点から捉える活動として、部門別活動計画（Sectoral Activities Programme）を実施しています。この計画は、社会対話総局内の部門別活動局（Sectoral Activities Department）が実施を担当し、主として国際会議の開催とそこでの採択事項のフォローアップ、産業部門毎の時事的トピックに関する実践指向の調査研究、特定産業部門の労働問題解決を支援する技術支援などの活動を行っています。

#### ★部門別会合

部門別活動計画の主な活動となる部門別会合については、現在、次の22の産業分野別に、各5日間の会合が2年間に約12開催されています。

●農業、プランテーション、その他農村部門●基礎金属製造業●化学工業●商業●建設業●教育●金融その他専門サービス●飲食品、タバコ産業●林業、木材、紙パルプ●保健サービス●ホテル、観光、飲食産業●海運、港湾、漁業、内水航路●機械／電気エンジニアリング●報道、教養、グラフィックス●鉱業（炭鉱その他）●石油・ガス生産、精油●郵便その他通信サービス●公務●繊維、衣料、皮革、履物●運輸（航空、鉄道、道路輸送を含む。）●輸送機器製造業●公益事業（水道、ガス、電気）。

この中から、特定分野のニーズ（緊急性及び遭遇している問題の規模）とこのニーズへの対処においてILOの活動がどれだけ影響力があるかを規準に、4年間隔の開催になるよう調整の上、産業分野を選択しています。また最近では、2002年9.11テロ直後に、影響が最も大きかった観光、航空業の国際会議を開催したように、国際的に極めて緊急性の高い問題については即時の対応も行っています。海事部門についてはこの他に、1920年を初回に約10年間隔で海事総会が開かれています（次回は来年）。

公共部門のような政府が唯一のあるいは主たる使用者である経済部門を除き、会合は政府・労働組合・使用者団体の三者の代表が出席する三者構成を取っています。労働者側については、国際自由労連（ICFTU）と提携する国際産業別組織（GUF、旧ITS）が、使用者側については国際使用者連盟（IOE）が出席者の調整を行い、各会合に労使それぞれ15～30名が出席しています。政府側については現在、出席を希望するすべての国が参加できるようになっています。会合では通常、当該部門の労働問題に関する政策・措置のガイドラインとなる結論が合意によって採択され、それをフォローアップする活動が進められます。部門別会合とは異なりますが、特定産業に関する専門家会合が開催されることもあり、ここでは主に当該産業の労働者の安全衛生向上のための実施規準やガイドラインが採択されています。

この他に、産業別に関係する他の国連諸機関と協力した活動も行っています。例えば、1961年に採択された実演家・レコード製作者・放送事業者保護条約（ローマ条約）については、国連教育科学文化機関（ユネスコ）、世界知的所有権機関（WIPO）と共同で事務局を構成し、条約の実施状況を監視しています。教員についても、ユネスコと合同の専門家委員会を設置して、1966年に共同で開発した教員の地位勧告、1997年にユネスコで採択された高等教員の地位に関する勧告について、実施状況を監視しています。この他に、船員については国際海事機関（IMO）、医療職員については世界保健機関（WHO）、農業労働者については国連食糧農業機関（FAO）と協力活動を行っています。

#### ★産業別活動の歴史

現在の部門別会合の萌芽は、ILO創立間もない1927年に設置された知的労働者諮

問委員会に見られます。産業別の活動はそれ以前にも行われていましたが、委員会形式で1つの産業分野に特化した持続的な討議の場が設けられたのはこれが初めてでした。その後1944年に、第二次世界大戦後のILOの針路を定め、目的を再確認した米フィラデルフィアにおける総会で、産業別委員会(industrial committees)の設置が決定されました。決定を受けて、1945~47年に、内陸運輸、繊維、炭鉱、鉄鋼、金属工業、石油・精油、建築・土木・公共事業の7産業について最初の産業別委員会が設置されました。その後、化学、飲食料、林業・木材、俸給被用者・専門職、公務、郵便・電気通信等14の産業に関し、産業別委員会が常設されました。

理事会は1947年に、産業別委員会の決議及び委員会の将来の活動計画に対する予備的な審議を行う場として理事会内に産業別委員会委員会を設置しました。この形式は現在も続いており、部門別会合の議事録と採択事項は、理事会の部門別・技術会合及び関連事項委員会(Committee on Sectoral and Technical Meetings and Related Issues)に予備的審議のため提出され、委員会の報告書を理事会が採択する形が取られています。

初期の頃、産業別委員会の会合に関わる事務は、ILO事務局の技術サービス局産業別委員会課が担当していましたが、委員会数の増大と加盟国政労使からの要望の多様化に、より体系的に応える部局として、1975年に部門別活動計画という形で現在の部門別活動局が設置されました。

理事会では産業別委員会の構成や議事規則、活動目的等を随時見直していますが、1995年に行われた見直しで、委員会形式を廃止し、産業構成を現在の通りに改め、議題を合理化し、より小規模で期間の短い部門別会合として、産業の要請に応じて非定期で開催していくことに決めました。従来の委員会形式では、開催頻度(委員会によって5年または7年間隔)や構成国があらかじめ決定されており、各国が政労使三者構成(会議によっては政労二者構成)の代表団で出席することになっていましたが、新しい方式では、従来の国家代表団形式に加え、政労使別々に理事会が指名できるようになり、現在はほとんどが後者の形式で開かれています。政府代表についてはさらに、2002年から出席を希望するすべての国が参加できるようになっています。

作業部会を設置して2002年に行われた産業別活動計画の最新の見直しでは、現行の会合方式・開催間隔、産業構成を当面維持しながら、単なる対話に留まらず、得られる資金の枠内で最大の効果を上げるため、より行動志向型の効果的な事業展開を行うよう、適切であれば会議要素と会議以外の要素の双方を含んだ新しい手法を採用することが決定されました。そして2003年3月に、今後の部門別活動計画は、行動計画、小規模の企画会議の開催を伴う短期行動計画、そして従来の部門別会合の3つの活動路線に沿って進めることが承認されました。

#### ★最近開かれた部門別会合の例 <2000年>

▼報道・娯楽産業-この産業の雇用、労働条件、労使関係に対する情報技術の影響をテーマに会議が開かれ、子役に関する調査研究の要請等を内容とする結論が採択されました。

▼教育-21世紀の生涯学習と教員の役割の変化をテーマに会議が開かれ、情報通信技術を用いた通信教育による生涯学習機会の拡大に関する調査研究の要請等を内容とする結論及び質の高い教育訓練への万人のアクセスに関する決議が採択されました。

また、1966年に採択されたILO/ユネスコ教員の地位勧告の適用状況を吟味する委員会の定期会合が2000年(第7回)、2003年(第8回)に開催されました。第7回会合から、1997年に採択されたユネスコの高等教員の地位勧告についても扱うことになり、委員会の名称が「ILO/ユネスコ教員勧告適用合同専門家委員会」と変更になりました。勧告の実施状況については、複数の組合から提起された申立が審議されますが、第8回会合では、教員評価制度や勤務評定制度的について全日本教職員組合(全教)が2002年に行った申立が取り上げられました。委員会は、建設的な対話の開

始と今後の情報提供を求め、相互に納得できる結果を達成するために、ILO及びユネスコの技術助言を活用する道の可能性を示唆しました。第7回会合のフォローアップ活動として、「統計で見た教員像」と題する出版物が2002年に出されました。

▼輸送機器製造-この産業のグローバル化が社会と労働に与える影響をテーマに会議が開かれ、結論と輸送機器製造業における社会経済統計データベースの開発等を求めるこの産業におけるILOの将来活動に関する決議が採択されました。結論に含まれる船舶解体における安全に関する良い慣行集開発の要望を受け、2003年に専門家会議が開かれ、船舶解体業における安全衛生に関するガイドラインが採択されました。

▼農業-グローバル経済における雇用と農業の近代化を通じた持続的な農業開発への移行をテーマに会議が開かれ、労働安全衛生に関する訓練の改善によって農業労働者及び農家の健康に対する悪影響、事故、死亡を予防・削減することの重要性を強調する結論、そしてこの産業における(1)ILOの将来活動、(2)今後開催される農業に関する三者構成会合への女性の参加、(3)農業労働者の結社の自由と労働基準に関する3つの決議が採択されました。会議の結論はまた、ILOに農業に対するグローバル化の影響に関する調査研究の継続を求めています。これを受けてケニア及びウガンダのプランテーションにおける多国籍企業の役割に関する調査研究を実施し、成果を刊行物として発表しています。

▼履物・皮革・繊維・衣料産業-労働慣行をテーマに会議が開かれ、仕事における基本的原則・権利宣言や多国籍企業および社会政策の原則に関する三者宣言の推進要請等を含む結論とこの産業におけるILOの将来活動に関する決議が採択されました。会議のフォローアップとしてこの産業における社会対話の推進に特に注意が払われ、複数利害関係者による自主イニシアチブが社会対話の推進に与える影響に関する調査研究が行われています。

▼第2回船員の死亡、負傷、遺棄に対する賠償請求責任・補償に関するIMO/ILO特別合同専門家作業部会-今後の会議における討議のたたき台となる(1)船員の遺棄の際の金銭保証の提供、(2)船員が死傷した際の契約上の賠償請求に関する船主の責任に関する2つのガイドライン案を作成しました。

<2001年>

▼第29回合同海事委員会-唯一残された産業別の委員会で船主と船員の代表各20名で構成されています。本会合では、(1)関連するILO海事条約・勧告の見直し、(2)有能海員の最低基本給の改訂、(3)船舶業界の構造変化が船員の生活・労働条件に与える影響、(4)船員の死亡、負傷、遺棄に対する賠償請求責任・補償に関するIMO/ILO特別合同専門家作業部会の各議題について話し合い、海事労働基準を統合した単一文書の採択に向け、2005年に海事総会を開催すること、三者構成のハイレベル作業グループを設けてそのための予備的審議を行わせること、現行435ドルの最低賃金を2003年1月1日から465ドルに引き上げること(その後、2003年に開かれた同委員会小委員会で2005年1月1日から500ドルに引き上げることを決定。)、女性船員、母性、産前産後の就業権、その他のジェンダー関連問題について調査研究を行うことなどを求める13の決議を採択しました。決議のフォローアップとして、女性船員に関する世界の雇用政策と慣行をまとめた出版物が2003年に刊行されています。

▼銀行・金融-合併・買収が雇用に与える影響をテーマに会議が開かれ、人的資源開発の重要性や社会対話の不可欠な役割を強調する結論と、(1)この産業における政労使三者機構の設置、(2)男女平等の向上、(3)結社の自由に関する3つの決議が採択されました。

▼ホテル、飲食、観光業-人的資源開発、雇用、グローバル化をテーマに会議が開かれ、人的資源方針に関連した動きの監視、HIV/エイズに関する訓練計画の開発支援の要望等を含む結論、(1)高齢者向け休暇計画を含む閑散期におけるこの産業の雇用促進措置、(2)労働安全衛生、(3)職業上の男女平等の改善に関する3つの決議が採択されました。

▼非鉄金属-専門家の会議が開かれ、この産業の安全衛生に関する手順を具体的に記

した実施規準が採択されました。

▼林業・木材産業-変化するこの産業の社会及び労働的側面をテーマに会議が開かれ、持続可能な開発を業界の規範とすること、労使の技能開発に対する予算割当等を求める結論、(1)この産業におけるILOの将来活動、(2)社会対話イニシアチブに関する2つの決議が採択されました。

▼公務-地方公務の分権化と民営化の影響をテーマに会議が開かれ、改革は説明責任を伴い、透明でオープンな政策・行動を基本原則とすべきこと、雇用に対する観点から民営化の影響を検討すべきことなどを内容とする結論が採択されました。

▼観光、航空業-2001年9月11日の同時多発テロ直後の10月に、影響がもっとも大きかった2つの産業について、経済的な影響を検討する会合が開かれました。ホテル・観光業の非公式会合は、観光業に対する影響を検討し、危機を克服するために考え得る措置に関する提言をまとめ、民間航空シンクタンク会議は、航空業界再建に向けた一連の実践的な措置を求める声明を発表しました。翌2002年1月に開かれた民間航空業の会議では、急遽、同時多発テロ以降の危機が社会と安全に与えた影響とその対策がテーマになり、第二次世界大戦後最悪の危機から航空産業を救い出すには、航空機の安全性を高め、労使を保護する包括的な国際基準が必要との結論に達し、民間航空産業の全ての従業員に対する労働安全衛生法規の総合的適用、政府に対する国内航空産業向け投資の一環としての全労働者の長期訓練・再訓練費用負担の検討、ILO、国際民間航空機関（ICAO）を通じた、安全・保安関連職務の訓練に関する最低限の国際基準の設定の検討等を内容とする一連の勧告が採択されました。

▼建設-21世紀の建設産業のイメージ、雇用展望、技能要件をテーマに会議が開かれ、不正な慣行や不公平な競争を予防する適切な規制、下請け業者や小企業の労働者等を対象とした特別訓練方式の開発等を求める結論、この産業における(1)ILOの将来活動と(2)建設労働者の安全衛生代表に関する2つの決議が採択されました。

<2002年>

▼石油・ガス生産と石油精製業-良好な労使関係の促進をテーマに会議が開かれ、異なったニーズ、文化、慣行に配慮した良好な労使関係の重要性等を強調した結論、この産業におけるILOの将来活動に関する決議が採択されました。

▼船員-国際登録船舶の船上における船員の労働・生活条件に関する専門家会合が開かれ、結社の自由や団体交渉など国際労働基準違反に対し、強い国内・国際的な措置を講じる必要性を強調し、労働監督官や人材斡旋機関等に関する原則を盛り込んだ合意声明が採択されました。

▼郵便・電気通信-雇用、雇用可能性、機会平等をテーマに会議が開かれ、大きな変化にさらされているこの産業において、適正な人的資源計画と効果的な社会対話の必要性が強調され、雇用可能性を保つための訓練、機会平等の重要性等を盛り込んだ結論とこの産業の雇用・労働条件に関する三者協議の場の設置をILO事務局長に求める決議、仕事における基本的原則及び権利に関するILO宣言の遵守・推進を政府、労使団体に求める決議が採択されました。

▼機械・電気エンジニアリング-生涯学習をテーマに会議が開かれ、公正貿易の推進、労働者が生涯学習に積極的に参加する雰囲気作りの労使協力による形成等を求める一連の結論が採択されました。

▼鉱業-雇用、労働時間、訓練の変化をテーマに会議が開かれ、雇用と訓練、労働時間、HIV/AIDS、持続可能な開発、ILOの活動の優先分野について記した結論、(1)労働者の健康、社会生活に対する労働時間編成の影響の検討等を求める鉱業におけるILOの将来の活動計画と(2)鉱業、金融、持続可能な開発に関する2つの決議が採択されました。

▼保健-社会対話の制度、機能、効果をテーマに会議が開かれ、保健サービスの社会対話強化に向けた実践的な指導枠組みに関する結論と基本的人権としてのヘルスケアに関する決議が採択されました。結論は、保健医療労働者を海外から受け入れる政府と人材斡旋業者に対し、できれば法的拘束力のある倫理的な規範や原則に従うことを、

ILOに対しては保健医療労働者の移民に関わる社会・労働問題に関する調査研究の実施等を求めています。また、全職場内暴力事件の約25%が保健部門で発生していますが、会期中に開かれた保健部門の職場における暴力に関する円卓会議の中で、ILOがWHO等と共同で2000年より実施している保健部門の職場内暴力合同計画の成果文書として、保健部門の職場内暴力対策枠組みガイドラインが発表されました。

<2003年>

▼公務-警察、救急医療、消防といった緊急・救急業務に従事する公務員を対象とした会議が初めて開催され、長時間労働、夜間勤務、仕事と私生活のバランスなどといった幅広い問題が検討され、効果的な社会対話確立のための具体的な指針を示す「変化する環境における公共緊急部門職員の社会対話に関するガイドライン」が採択されました。

▼タバコ産業-雇用の将来をテーマに会議が開かれ、雇用に対する悪影響の極小化に向けた努力等を求める結論に加え、(1)この産業に関連する問題を扱う国際機関同士の制度的なつながりの強化、(2)仕事における基本的原則・権利、(3)女性の雇用、(4)ILOの将来活動、(5)児童労働に関する5つの決議が採択されました。

▼商業-合併と買収が雇用に与える影響をテーマに会議が開かれ、合併、買収、事業再構築に関する法的枠組みを設定する上で、できるだけ早く労働者とその代表に情報を提供することの重要性を強調すべきといった要望を含む結論と商業におけるILOの将来活動に関する決議が採択されました。

▼公益事業-再構築と規制が雇用、賃金、労働条件に与える影響をテーマに会議が開かれ、企業の社会的責任、社会対話等を内容とする結論、この部門におけるILOの将来活動に関する決議が採択されました。

▼サービス業-生産性とディーセント・ワークに対する脅威である職場内暴力とストレスに関する実施規準開発に向けた専門家会議が開かれ、政労使の役割や責任、予防・支援措置、職場環境の改善など、具体的な職場内暴力対策事項を含む、サービス部門の職場内暴力とその対策に関する実施規準が採択されました。

▼化学産業-柔軟な労働制度における最善の慣行とそれが労働生活の質に与える影響をテーマに会議が開かれ、雇用保障と仕事の柔軟性、柔軟な作業編成の費用便益といった事項を内容とする結論とこの産業におけるILOの将来活動に関する決議が採択されました。会議を受け、ILOでは現在、特に企業の再構築に関連した良い労使関係慣行とその成果、良い安全衛生慣行とその成果に関する情報収集、調査研究を行っています。

▼港湾-専門家の会議が開かれ、港湾における(1)保安と(2)安全衛生に関する2つの実施規準、そして規準の実施状況や効果の監視をILOに求めること等を内容とする両規準に関する決議が採択されました。

#### ★部門別活動と国際労働基準

部門別活動と国際労働基準の間には多くのつながりがあります。

▼産業特有の基準：産業特有の基準は多数ありますが、代表的なものは特別の海事総会で審議・採択される海事産業に関する基準で、これは国際労働基準全体の4分の1近くを占めています。海事総会は通常の総会と異なり、10年に1回程度開かれています。次の海事総会は2005年に開かれますが、これまでに採択されたほとんどすべての海事関連条約に置き換わる新しい統合条約の採択に向けた審議が行われる予定です。

この他に農業(第184号)、鉱山(第176号)、建設業(第167号)等の安全衛生に関する条約、プランテーション(第110号)、ホテル・レストラン(第172号)、看護職員(第149号)等の労働条件に関する条約、路面運送(第153号)、商業・事務所(第30号)等の労働時間に関する条約、公務の労働関係に関する条約(第151号)等があります。

▼他の国際機関と共同で開発し、監視を行っている特定の職業に関する基準も存在します。これには上述のローマ条約や教員の地位勧告などが含まれます。

▼部門別会合が早期警報装置の役割を果たし、ここで指摘された問題が後に基準のテーマになることもあります。例えば、金属工業委員会における多国籍企業に関する活動を求める文書の採択は、1976年の多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言の採択につながりましたし、化学工業委員会における討議は、化学物質の安全性に関する多くの活動を導き、1990年の化学物質条約採択のきっかけを作りました。請負労働に関する調査を求める複数の部門別会合の要請を受け、1997年にこの議題が総会で取り上げられるに至りました。来年の総会で新しい条約と勧告の採択に向けた審議が行われることになっている漁業の場合も、部門別会合等の要請を受けて取り上げられたものです。

▼部門別会合が特定の基準の採択や適用を承認・推進する場合があります。部門別会合で採択されるほとんどの結論や決議にILO条約が引用され、促進に向けた行動が要請されています。部門別会合ではまた、基準適用の問題が話し合われることもあります。

▼部門別会合で採択された結論、決議、指針、実施規準は法的拘束力はありませんが、産業特有の問題を扱うことによって、時に条約や勧告より好まれる場合があります。部門別会合で採択された結論や決議が国内の団体交渉におけるガイドラインとして利用される場合もあり、例えば1978年に理事会で採択された「専門職労働者の労働・雇用条件に関する原則と良い慣行集」は、専門職労働者と使用者間の労働協約その他の議論及び政策策定時の指針となることを意図しています。

#### ★新しい部門別活動

フォローアップに重点を置いた行動志向型の活動の展開を求める理事会の要請に応え、2004年から実験的な運用として、従来通りの国際会議に加え、行動計画、そして会合フォローアップ活動を組み合わせた手法が用いられることになりました。2004/05事業年度には、報道・教養・グラフィック部門と輸送機器製造業の2つについて従来型国際会議、基礎金属部門と林業・木材産業の2つについて専門家会議が予定されています。輸送機器製造業についてはまた、同産業内の金属部門について統計データベースの開発も提案されています。

行動計画は、農業、**教育**、繊維・衣料・履物、建設業、金融・専門職、ホテル・観光・飲食業、の6産業、そして職場におけるHIV/AIDSの産業別アプローチが予定されています。前3産業については2年間の行動計画を実施し、後3産業については小規模の企画会議を開催してその後実施する1年間の行動計画の中身を検討することになっています。

行動計画の内容は例えば、農業では、社会対話を通じて職場における労働安全衛生を改善するための訓練活動や農業における結社の自由・団体交渉に関する出版物の刊行といった活動、**教育**については、教員不足の問題に対処するため、調査研究、社会対話フォーラム、国際的な報告書を基礎に、教職の魅力を高め、質の高い**教育**という目標の達成に向け、加盟国及び労使を支援していくことが予定されています。繊維部門については、まともな人間らしい働き方であるディーセント・ワークの推進を通じた競争力向上を総合目標に、まず経済及び社会面の主要な競争力決定要因を確定する調査を行い、それを応用した政策・事業計画の各国における実施に協力していくといった内容になっています。